

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
担当部局	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 電話番号:03-3501-2800 e-mail:anpo@meti.go.jp
評価実施時期	平成19年12月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的 大量破壊兵器等 の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等 に関する貨物・技術(以下「安全保障上機微な貨物等」という。)については、国際レジームにおいて各が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。 我が国では、安全保障上機微な貨物等の輸出に関しては外為法に基づく許可制(以下「輸出規制」という。)を実施しており、国際レジームにおける合意を踏まえ、ほぼ1年に1回のペースで輸出規制対象品目の範囲を規定している関係法令の見直しを行うこととしている。 今般、2005年12月から2007年6月までの国際レジームにおける合意事項を着実に国内履行するため所要の法令の改正を行い、国際協調の下実施することとしている輸出管理の取組を誠実に履行することを目的とする。</p> <p>(2) 規制の内容 国際レジームにおいて合意された新しい輸出規制対象品目のリストを踏まえ、その品目の範囲の拡大・縮小・明確化を図るべく所要の国内法令(輸出貿易管理令、外国為替令等)の改正を行う。 具体的には、これまで輸出規制の対象となっていた完成品の電池等を対象から外す規制緩和措置、プルトニウムの同位元素の分離用の装置等 を新たに対象に加える規制強化等の措置を講じる。</p> <p>(3) 規制の必要性 今次改正は、国際レジームにおける輸出規制の対象品目の範囲の見直しにかかる合意を適切に履行する措置であり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐため、また、我が国が国際協調的な輸出管理を超えて必要以上に厳しい規制を課さないために実施する必要がある。</p>
法令の名称・関連条項とその内容	<input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令 別表第1 別表第3の2 <input type="checkbox"/> 外国為替令 別表 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令別表第3の2の規定により経済産業大臣が定める貨物 <input type="checkbox"/> 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第8号、第9号及び第10号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物 <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令の運用について <input type="checkbox"/> 外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について <input type="checkbox"/> 通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について <input type="checkbox"/> 輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ) <input type="checkbox"/> 包括許可について(運用のための輸出注意事項) <input type="checkbox"/> 包括許可取扱要領

想定される代替案	本改正案の契機となった国際レジームでの合意内容は、各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲に係るものに限られており、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。本改正案は、これらの内容をそのまま反映させるものであるから、規制の手法等についての代替案は検討しない。						
規制の費用	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <table border="1"> <tr> <td>(遵守費用)</td><td> <p>新たに輸出規制に対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等において、許可申請手續に係る作業コスト(書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業)が発生。 ② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。 </td></tr> <tr> <td>(行政費用)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ① 審査・検査等事務業務の発生 ② 地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。 </td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用)</td><td>特になし。</td></tr> </table>	(遵守費用)	<p>新たに輸出規制に対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等において、許可申請手續に係る作業コスト(書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業)が発生。 ② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。 	(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ① 審査・検査等事務業務の発生 ② 地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。 	(その他の社会的費用)	特になし。
(遵守費用)	<p>新たに輸出規制に対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 許可申請手続に係る作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出しようとする企業等において、許可申請手續に係る作業コスト(書類作成、該当する規制対象品目分類の検索・確認等の作業)が発生。 ② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。 ③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。 						
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ① 審査・検査等事務業務の発生 ② 地方各局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。 						
(その他の社会的費用)	特になし。						
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <table border="1"> <tr> <td>輸出規制対象から除外された品目を輸出しようとする企業等に対しては、下記のような便益が発生する。</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 従来必要だった輸出許可を申請する際の作業コストが無くなる。 ② 組織内部において、当該品目に関する輸出管理体制を維持する必要が無くなる。 ③ 国際的な販売戦略の自由度が増す。 </td></tr> <tr> <td>国民、社会に対しては、国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に裨益すると考える。</td></tr> <tr> <td>行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</td></tr> <tr> <td>また一方、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制の排除は、企業の過度の負担を防止し、正常な貿易活動の促進に資する。</td></tr> </table>	輸出規制対象から除外された品目を輸出しようとする企業等に対しては、下記のような便益が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 従来必要だった輸出許可を申請する際の作業コストが無くなる。 ② 組織内部において、当該品目に関する輸出管理体制を維持する必要が無くなる。 ③ 国際的な販売戦略の自由度が増す。 	国民、社会に対しては、国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に裨益すると考える。	行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。	また一方、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制の排除は、企業の過度の負担を防止し、正常な貿易活動の促進に資する。	
輸出規制対象から除外された品目を輸出しようとする企業等に対しては、下記のような便益が発生する。							
<ul style="list-style-type: none"> ① 従来必要だった輸出許可を申請する際の作業コストが無くなる。 ② 組織内部において、当該品目に関する輸出管理体制を維持する必要が無くなる。 ③ 国際的な販売戦略の自由度が増す。 							
国民、社会に対しては、国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に裨益すると考える。							
行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。							
また一方、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制の排除は、企業の過度の負担を防止し、正常な貿易活動の促進に資する。							
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。さらに、④国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制を排除することとなり、⑤国内企業等に対する過度な負担の発生等を防止できる、ことにつながる。そして、最終的に、⑥我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。						
有識者の見解その他関連事項	国際レジームにおいて毎年検討されている輸出規制対象品目の見直し(品目の追加、除外等)に対しては、我が国からも安全保障に係る有識者・業界団体からの意見を踏まえて意見提出しており、それらの多くが反映されている。 また、リスト改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを実施している。						
レビューを行う時期又は条件	上述のとおり、国際レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象品目の見直しにかかる検討は、毎年実施されることとなっている。これに合わせ、我が国でも従来よりほぼ1年に1回のペースで関係法令等の見直しを実施している。今後も、国際レジームにおける規制対象品目の拡大・縮減にかかる合意がなされる時期を踏まえ、適切な時期に我が国の輸出規制について検討していく予定。 また、隨時、我が国の輸出管理のあり方などについて、とりまく安全保障環境の変化等を踏まえ、有識者・業界団体と連携しつつ検討しているところである。						
備考							